

## 六戸町農業委員会 7月定例総会議事録

開催年月日	平成24年7月20日 (金) 午前 8 時 30 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	6番 三浦英雄	7番 山本英雄	8番 木村喜和
	9番 久田伸一	10番 四木俊一	11番 新山秀男
	12番 岡田寛視	13番 小林勲	14番 高舘孝
	15番 金淵盛一		
欠席委員	5番 小泉兼雄		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 7番 山本英雄 委員 ・ 8番 木村喜和 委員		

議 案

町 報告第 4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第 6号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
県 議案第 2号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 4号	農地法第5条題1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局  会 長  事務局  事務局長  事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、7月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。            それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金淵会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告について局長よりお願いします。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より7月総会を開会いたします。（8時分31分）            本日の欠席委員は5番小泉兼雄委員です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	<p>議事録署名委員の指名については、7番山本英雄委員・8番木村喜和委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	議 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	議 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。</p>

<p>報告第 4号</p>	<p>議 長</p>	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第4「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>議案第 6号</p>	<p>事務局長</p>	<p>報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案2頁により説明（省略）</p>
	<p>事務局長</p>	
	<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第4号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>つづいて、議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 町議案4頁～5頁により説明（省略）</p>

	事務局長	以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。
	議 長	事務局の説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をしておりますのでその結果について代表の委員より報告をお願いします。
	代表 13番小林委員	会長他3名で農地法3条及び4条・5条の案件について現地調査を行いました。が、いずれも農地として適正に使用されており問題のない土地であります。また、転用の案件についても周辺農地に悪影響を与える心配のない案件です。
	議 長	事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。
	12番岡田委員	番号31番において、借人が78と高齢であるがどのような理由があるのか。又、面積に小数点以下の記載があるが説明をお願いしたい。
	事務局	申請では31番の案件は、以前は後継者である息子と使用貸借契約がなされていたが、息子が死亡したために今回妻と使用貸借契約をするものです。また、面積の小数点以下の記載は一筆が10㎡以下の土地があるため小数点以下の記載があります。
	議 長	他に質問ありませんか。  ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。これより議案第6号を採決します。おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  ～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます よって議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。

<p>県 議案第 2号</p>	<p>議 長</p>	<p>つづいて、県議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案3頁により説明（省略）</p>
	<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑ありませんか。  ～なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより県議案第2号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます よって県議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は原案のとおり決することに決定しました。。</p>
<p>県 議案第 3号</p>	<p>事務局長</p>	<p>次に、県議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案5頁により説明（省略）</p>

県 議案第 4号	議 長	事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。 質疑ありませんか。
		～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより県議案第3号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます よって県議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は原案のとおり決することに決定しました。。
		次に、県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更に係る意見について」ご説明致します。 農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案7頁により説明（省略）
	議 長	事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。 質疑ありませんか。
	7番山本委員	申請地の場所と変更事業の実施の確実性はどうか。

	事務局	<p>場所は現在地域密着型のグループホームが建設されている隣の土地です。事業の実施については、金融機関からの融資証明書が添付されており、事業の実施が確実に行われると思われます。</p>
	議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。これより県議案第4号を採決します。</p> <p>おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます</p> <p>よって県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について」は原案のとおり決することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして本日の全案件の審議が終了しましたので、7月総会を閉会致します。</p> <p>大変お疲れさまでした。</p>